

イギリス政治の大統領制化に関する一考察

渡辺容一郎

- I. 序論
- II. 「イギリス政治大統領制化論（政党内部における変化）」の再検討
- III. 保守党党首選挙制度から見たキャメロン党首の党内権威
- IV. 結論

I. 序論

近年、アメリカでは、従来的な「大統領対議会」という図式が崩れ、議院内閣制諸国で一般的な「与党対野党」の対立状況が見られるようになつたとされている。一方、イギリス政治に関しては、その変容を指摘する見解が

数多く見られるようになった。その一つとして、議院内閣制諸国における政治の大統領制化 (presidentialization) ないし人格化 (personalization) を挙げるにとがである。

最近のイギリス政治を振り返ってみると、歴代首相のなかでも、特にブレア (Tony Blair) 「元首相の個人的・人格的リーダーシップは相対的に顕著だつた」と言えるかもしれない。また、1101〇年イギリス総選挙では、イギリス憲政史上初となる二党首テレビ討論会も実施された。そうした意味で、今日のイギリス政治の流れと傾向は「アメリカ化」⁽¹⁾ (Americanization) しつつあるようにも見えるのである。

主要民主主義諸国で見られる「政治の大統領制化」については、ポグントケ (Thomas Poguntke) & ウェブ (Paul Webb)、あぬこはくフアーナ (Richard Heffernan) のように、*The Presidentialization of Politics A Comparative Study of Modern Democracies* (2005) で詳細に比較・検討されてくる。それにもとより、いわゆる政治の大統領制化とは「執政府内部および政党内部で、リーダーの権力と自主性が増大する」とあると同時に、「選挙過程で、リーダーの果たす役割や重要性が従来以上に増加していく」ともある。したがって、議院内閣制の枠内で内閣や政党が主体となる「集団中心型」政治から、どちらかと言えばアメリカのように、一人のリーダーを軸とした「個人中心型」政治へシフトしていく傾向ないしプロセスこそ、政治の大統領制化であると言つても過言ではない。

ブレア時代に生じたイギリス政治の変容については、これまで多くの研究がなされてきた。そこで本稿では、連立政権形成期 (1101〇年頃) におけるキャメロン (David Cameron) 保守党党首・首相の事例に注目してみるとにした。先づ、*The Presidentialization of Politics* のなかで、大統領制化現象に関する「イギリスの事例」を執筆したヘルサーナンヒュエブの所論の一部（政党内部における変化）を再検討するにとつて、その論旨や問題点などを明らか

かにする。次に、連立政権形成期に見られた、キャメロンの党内リーダーシップに着目する。主に「保守党党首選挙制度」の民主化という観点から、キャメロンと院内保守党、あるいは、クレッグ（Nick Clegg）自由民主党（以下、自民党）との関係などにスポットを当てて、イギリス政治が大統領制化したと言えるかどうか検討する。それらを踏まえたうえで、近年におけるイギリス政治の大統領制化について独自の評価を行うことしたい。

II. 「イギリス政治大統領制化論（政党内部における変化）」の再検討

(1) ヘフナー、ウェブ、ポグントケのイギリス政治大統領制化論について

イギリス政治の大統領制化を主張する前述のヘフナー、ウェブルの見解に従うと、基本的には「執政府」「政党」そして「選挙過程」という三つの側面で大統領制化は発現することになる。そして、彼らの所論を簡潔に要約してみると、およそ、以下のような内容になると思われる。

イギリス議会制民主主義の政治は、従来以上に大統領制の政治に近い論理で動くようになってきた。⁽²⁾ イギリスの首相は、もはや単なる「同輩中の首席」（first among equals）どころか、それ以上に極めて強力な存在であることも論証できる。集団主導型執政府をその特徴とする議院内閣制であつても、それなりに人格化された権力を首相（与党党首）が行使できた場合、執政府の形態も相対的に個人主導型へと変化していくことになる。そうなれば、元来、執政府内での権威がアメリカ大統領より低かつた（イギリス）首相であつても、その権威は拡大化の方向に大きく進んでいく⁽³⁾ からである。

イギリスにおいて、これまで大統領的首相というレッテルを貼られたのは、サッチャー (Margaret Thatcher) とブレアの二人である。これは長年に渡る一連の累積的構造変化の結果であった。また、首相の自由裁量権が比較的大きいイギリス議院内閣制ならではの伝統もある。さらに、党首の伝統的な党内権力も増大したほか、選挙過程まで人格化していくため、この変化はさらに強まることとなつた。⁽⁴⁾

結局のところ、「政党党首のリーダーシップは、選挙プロフェッショナル政党のあらゆる活動において次第に中核的役割を担うようになつていて、これが現代政治のキー・ポイントとなってきた。このようにリーダーシップが優れていれば、党首としての権力も当然認めてもらえるが、それは党の欲しがる公共財、つまり選挙での人気や政策面での成功を党にもたらすことが可能な場合に限られる」⁽⁵⁾。

イギリスの現状を、前述した三つの側面に照らし合わせてそれぞれまとめると、次のように結論づけることができる。

先ず「選挙過程」に関して言えば、政党はその選挙キャンペーンで党首に重点を置くようになり、メディアもますます党首に注目するようになつたので、選挙キャンペーンが従来以上に候補者中心型となつていった。こうなつたのは一九六〇年代以降のことであり、それと同時に、テレビが全国規模で普及していき、階級に基づく政治も弱められていった。次に「政党」の側面については、「今日の主要政党党首は、かなり多くの点で、一九八〇年代当時以上に強い権力を行使できるようになつていて、政党イメージの形成において党首が決定的役割を果たす限り、党首評価の間接的意味は、おそらくもつと大きくなつていくことを証明することができる。そして「執政府」の側面では、首相によるコントロールの可能な「執政オフィス」が、一九七〇年代以降の構造的变化を通じて従来以上に大規模かつ一元的に発達した。その結果、執政府内部で首相の行使できる潜在的権力まで高められていく点が、おそらく最

重要な現象として挙げられる⁽⁶⁾。

さらに同書でボグントケとウェブは、大統領制化に共通する原因を「構造的要因」と「偶然的要因」とに区別したうえで、両者の言わば関数こそ、政治の大統領制化であるとした。前者には「政治の国際化」「政府機構の拡張と複雑化」「マスコミユニケーション構造の変化」そして「クリーヴィッジ（cleavage）の弱体化」が挙げられ、後者は「政治的文脈」と「リーダーのパーソナリティ」に求められる⁽⁷⁾。

多少雑駁かもしれないが、ヘフアーナンとウェブ、そしてボグントケの主張をまとめると、このような内容になると思われる。そして、ここで提示されている三つの側面のうち、「執政府」そして「選挙過程」の側面に対する説明については、ほとんど異論はない。

先ず「執政府」に関しては、イギリスでも、第一次世界大戦から第二次世界大戦以後、とりわけ一九七〇年代以降「執政府の長が自由に利用できる資源の増加」が漸進的に進展したのは確実だからである。その変化は、具体的には「中央行政機構の発展・変化」（例えば、内閣府の設置や首相官邸スタッフ・側近の増強、各種「内閣委員会」や「特別の大臣委員会」ならびに「首相・大臣の一者会合」の増加等に伴う「閣議」の形骸化と相対的地位低下）という形になつて表れた。そこに、サッチャーやブレアといったリーダーの人格や「上意下達」的統治スタイルという偶然的要因が加わることで、執政府内の首相の権威が従来以上に高まるもあり得る。その結果、イギリス首相がアメリカ大統領のように振る舞うことも不可能ではなくなった。

次に「選挙過程」に眼を向けると、彼らが指摘するように、選挙キャンペーンにおける党首の重要性も確かに増大

したように思われる。それに伴い、党首の私生活やイメージなど党首「個人」の動向に注目しやすいテレビなど、電波メディアの発達（マスコミュニケーション構造の変化）を通じて、選挙そのものが「候補者（個人）中心」型になつていくのは当然の流れでもあつた。とりわけ一九六〇年代以降のイギリスでも、こうした傾向は明確に認識されるようになつたと言えるかも知れない。

因みに、ヘフアーナンらによれば、イギリス主要政党のキャンペーンスタイルやメディア報道の変化のターニング・ポイントは三つあるとされる。一つ目のターニング・ポイントは、テレビ映りを意識してキャンペーンが現代化・専門化したとされる一九七九年総選挙時。⁽⁸⁾二つ目のそれは、一大政党とも、党首の個人的アピールを重視する新たなキャンペーンモデルを採用したことで、「党全体のイメージ」イコール「党首のイメージないし党首効果」次第という傾向が定着した一九八七年総選挙の頃。そして三つ目は、当時のアメリカ大統領クリントン（William Clinton）陣営のキャンペーンスタイルから学んだ教訓をブレア労働党が存分に活用した結果、ニューレーバーを地滑り勝利に導いたとされる一九九七年総選挙時がそれである。いずれも、現代型メディア（テレビ）重視のキャンペーンと、それに伴う「党首イメージ」が、イギリス憲政史上初めてクローズアップされるようになつたことは間違いない。

このように、イギリスにおける「執政府」および「選挙過程」の大統領制化は、中・長期的かつ構造的な変化を重視する限り一応説得力がある。したがつて、政治的文脈やリーダーの個性といった偶然的要因次第ではあるにせよ、「執政府」ならびに「選挙過程」という側面でのイギリス政治の大統領制化という彼らの主張にも、納得がいくわけである。

(2) 「政党」内部における大統領制化について

イギリス政治の大統領制化について、ヘフアーナンとウェブは、「執政府」および「選挙過程」の側面と、それらの変化に関しては、比較的多くの頁を使って詳細に検討している。しかし「政党」の側面と、その変化に関しては、それほど多くの分量を割いて詳細に説明しているようには思えない。つまり、三つの側面に関する説明の配分が全体としてアンバランスになつてている感が、どうしても否めないのである。

それはさておき、ヘフアーナンとウェブは「……（院内政党・院外政党を問わず）党内関係が原因で、イギリスでも党首の事実上の自主性がさらに高まつていているという現実が、大統領制化という命題を通じて分かつてくるであろう⁽⁹⁾」と主張する。しかしながらニューレーバーとブレア党首についてはともかく、後述するように、本稿で論究の対象となるキヤメロン保守党に関しては若干疑問が残る。そこでここでは、「政党」という側面に関する彼らの「総論的」見解について、基本的な二つの部分から再検討してみたい。

① 「マスコミュニケーション構造の変化」と党首の重要性

政治の大統領制化を引き起こす四つの構造的要因として、「政治の国際化」「政府機構の拡張と複雑化」「マスコミュニケーション構造の変化」そして「クリーヴィッジの弱体化」が指摘されていることは、前述のとおりである。また、これら四つの構造的諸要因が「政治的文脈」と「リーダーのパーソナリティ」という偶然的要因に左右された結果、既述の三つの側面、すなわち「執政府」内部、「政党」内部、「選挙過程」全般、それぞれにおいて、いわゆる「大統領制化」と呼ばれる形で発現するとされる。さらに、大統領制化が発現するそれら三つの側面は相互関連性をもつており、例えば、選挙過程で表れた大統領制化が、それ以外の執政府内部および政党内部での変化・大統領制化

にも影響を及ぼし、また、その逆もあり得ることになる。

彼らの所論に従うと、偶然的要因に影響されつつも、「政党」内部の大統領制化を直接促す「構造的要因」は、上記の四つのうち、とりわけテレビの普及やインターネット画像の発達などに象徴される「マスコミユニケーション構造の変化」のみであるという点が注目される。また、それ以外に注目されるのは、「執政府」内部での変化（大統領制化）と「選挙過程」全般の変化（大統領制化）を通じて、「政党」内部における党首の権威や権力資源、あるいは自主性などが——アメリカ大統領並みに——増大するとされる点である。⁽¹⁰⁾これについては、テレビや新聞、雑誌などをビジネスとして扱うメディア側の論理からすれば当然の帰結とも言えるであろう。国民の間で人気の高い党首や首相にスポットを当てることで、視聴率や購読者数が上昇する可能性も高まるからである。その結果、理論的にも実際面でも、ますますリーダー「個人」主導型の政治運営に見えやすくなり、その結果、必然的に政治の大統領制化も主張しやすくなるからである。

しかしながら、この点については多少疑問も残る。例えば、近年では、サッチャーやブレア、あるいは、元労働党党首キノック (Neil Kinnock) など一部のケースには当てはまるかもしれないが、同じ「首相」でもメージャー (John Major) やブラウン (Gordon Brown) のケースにまで、そのまま当てはまるとは言い難いからである。つまり「政治の大統領制化」と言つても、評価したり分析したりする側の主觀が比較的入りやすく、しかも実際は「ケース・バイ・ケース」であることが多い。それゆえ、むしろそのリーダーの個性やイメージなどがメディアの注目を集め得るかどうかという「偶然的要因」に左右されやすいと言つたほうが、より適切なのではないだろうか。

② 「選挙過程」における党首の重要性とマスメディア

彼らによれば、二大政党において「党首」の位置づけや権力が徐々に大きくなっていく原因は、選挙上の要請による部分が大きいとされている。つまり、選挙に勝利を収めて政権を獲得したり維持したりするようになるためには、「党首」がさまざまな点で党全体をコントロールできたほうが好都合だからである。換言すれば、これは、現代イギリス主要政党活動の中核が、もはや「党員」ではなく「党首」になりつつあることを意味していることにもなる。そうした文脈からすれば、総選挙などにおいて、この現職「党首」の下で勝利し続ける限り、必然的に党首の権力や自主性も増大していくことになる。⁽¹⁾構造的变化という側面から見た場合、この点についても異論はない。

しかしながら、やはり特殊な「政治的文脈」のなかで個性的な「パーソナリティをもつリーダー」が登場するからこそ、そこに主要メディアの注目が集まりやすくなるのではないだろうか。この点については、前述のサッチャー、ブレア両元首相の事例と、メージャー、ブラウン両元首相の事例とを比較してみれば明らかである。また、ブレア時代に保守党党首を務めていたヘイグ（William Hague）やダンカン・スミス（Iain Duncan Smith）、あるいは、ハワード（Michael Howard）各党首の動向に対する当時の主要メディアの取り扱いや注目度、それに伴う保守党支持や総選挙結果の低迷ぶり（一九九七年、二〇〇一年、二〇〇五年各総選挙三回連続敗北）を見ても、ほぼ一目瞭然であろう。

以上、彼らの「総論的」見解をイギリスの実際の事例に照らし合わせて検討してみると、大統領制化の中・長期的な構造的要因に関しては、理論上大きな問題点は見当たらない。しかしながら、「政党」内部の変化や、政党という側面から見た「党首」ないし「首相」の位置づけに関しては、偶然的要因にもかなり左右されるし、政治的文脈やリーダーのパーソナリティ次第で、大統領（制）的に見えたり見えなかつたりする可能性も大きいことが分かる。

そこで今度は、キヤメロン保守党の事例をポグントケやヘファーナン、ウェブの「各論的」見解と照らし合わせながら、キヤメロンが具体的にどの程度まで「アメリカ大統領的リーダー」に近づいたと言つてよいのか検討してみることにしたい。

III. 保守党党首選挙制度から見たキヤメロン党首の党内権威

「政党」の側面で見られる「大統領制化」の一般的指標ないし基準として、ポグントケとウェブは、以下の六つの諸要素・変化を指摘している。すなわち、政党内の党首権力（リーダーシップ）に関して、

- (a) 党規の改正によって、党首のフォーマルな権限が増大すること
- (b) 党首直接選挙が制度化していくこと
- (c) 資金および人事面で党首事務局が発達すること
- (d) 党綱領とは別の「綱領」を党首が自主的に作る能力が発達すること
- (e) 政治コミュニケーションや政治動員の場で国民投票モードを利用すること
- (f) 最古参の政党政治家でない人物が党首選挙で主要候補者になるなど、その人物に人格化された信頼があること¹²⁾
かどうか)

先ず、本章では、特に重要ないくつかの指標に照らし合わせて、キャメロンと保守党の事例をなるべく具体的に検討していくことにしたい。因みに、ここで検討の対象となる重要な指標は、①、②、③の三つである。これらを検討することで、それなりの評価が可能になると考えられるからである。

なお、本章で検討しない（できない）残りの二つ、すなわち④、⑤、⑥についても予め簡単に触れておこう。先ず④に関しては、こうした事務局の発達を明確に確認することはできないが、保守党の場合、そのような事務局が存在しなくとも伝統的に幅広い人事権等が党首に与えられている。また⑤についても、一八三五年総選挙運動中、当時の首相ピール（Robert Peel）によつて作成された全国向けに公表された——イギリス憲政史上初の総選挙マニフェストとされる——「タムワース宣言」（the Tamworth Manifesto）にも見られるように、こののような能力ないし権限は、イギリスでは元来、リーダー（首相）固有の特権だつたという経緯がある。そして⑥については、サッチャーを例外として、歴代の保守党党首は、基本的にこういうものを積極的に利用したり重視したりすることはなかつたとされている。¹³⁾

では、順番どおりではないが、⑦「最古参の政党政治家でない人物が党首選挙で主要候補者になるなど、その人物に人格化された信頼があること」から早速検討してみるとしよう。

(1) 党首就任年齢の若年化と党首就任の早期化

「人格化された信頼」があるか否かはともかく、ある種のカリスマ的魅力を備えた人物として公選党首に就任した事例は、ブレアとキャメロンには当てはまると言えるかもしれない。因みにサッチャーの場合、党首就任当時は「主要閣僚経験がない」とこと、「女性」という点で注目を集めたが、むしろ一九八二年のフォーカランド紛争勝利と、それに伴う一九八三年総選挙での連続勝利を経て、ようやく本人にカリスマ的存在感や党内権威が生じたとも言える

のである。表1、とりわけキヤメロンの事例からも分かるように、(一九六五年以降) 党首公選制が導入された現在では、ベテラン政治家や老練な議会人でなくとも、大衆的人気があつたり、党内から一定の支持があつたりすれば党首選挙に立候補することも可能である。また、年齢やキャリアに関係なく、「若手」もしくは当選回数一～二回でも党首に就任できるようになつたとさえ言える。

イギリス憲政史上、こうした要素が画期的かつ現代的な現象と言えるのは、首相つまり党首というものは、元来、豊富な議員歴や閣僚経験などをもつた比較的高齢でベテラン議会人の最終目標、双六で言えば、一種の「あがり」的な地位・役職だったからである。

この点について、例えば、政治家としての自らの体験を踏まえて執筆されたと思われる政治小説『めざせダウニング街一〇番地』のなかで、その原作者のアーチャー (Jeffrey Archer) は、当時のイギリス主要政党党首の一般的経歴について次のように描写している。

「(両党首は) ともに一九六四年に下院入りを果たし、二十五年間の下院議員歴のなかで輝かしい経歴を築きあげていた。両者合わせて貿易、国防、外務、大蔵の各大臣を歴任してから、それぞれの属する党の党首に選ばれていた⁽¹⁴⁾」。

しかしながら表1からも分かるとおり、現在では、一九六五年の党首選挙制度導入や、一九九四年における労働党での「一党員、一票」制度 (one member, one vote、以下OMOV制度) 採用などによつて、比較的若く、議員歴や主要閣僚経験の浅い人物でも党首に就任できるようになつてきたのである。例えばサツチャーは、閣内でも比較的「軽

表1 保守党歴代党首（1935～2013年）

	党首就任までの議員歴（年）	党首就任時の年齢（歳）	党首在職期間（年）
ボールドウイーン（1923～37）	15	55	14
ネヴィル・チエンバレン（1937～40）	19	68	3
チャーチル（1940～55）	38	66	15
イーデン（1955～57）	31	58	2
マクミラン（1957～63）	30	62	7
ダグラス＝ヒューム（1963～65）	15	60	2
<以下、旧党首選挙制度（党下院議員のみの秘密投票）に基づく公選党首>			
ヒース（1965～75）	15	49	10
サッチャー（1975～90）	15	49	15
メージャー（1990～97）	11	47	6
ヘイグ（1997～01）	8	36	4
<以下、現行党首選挙制度（党下院議員投票での候補者絞り込み⇒1党員1票の上位2名決選投票）に基づく公選党首>			
ダンカンスミス（2001～03）	9	47	2
ハワード（2003～05）[無投票当選]	[41]	62	2
キャメロン（2005～ ）	4	39	—

出典 Dennis Kavanagh, *British Politics*, fourth edition, 2000, p. 104などに基づき作成。

い」とされる教育・科学相程度の大臣経験しかなかつたにもかかわらず、当時の現職党首ヒース (Edward Heath) に挑戦し、一九七五年党首選挙で勝利を収めた。ブレアの場合、労働党党首就任前に経験した影の大臣ポストは、重要な野党スポーツマンを除けば、影のエネルギー相、影の雇用相、影の内相程度である (つまり閣僚経験がない)。そしてキヤメロンに至つては、野党時代に影の教育・技能相程度しか経験せず、当選回数わずか二回で党首選挙に勝利を収めている。

こうした傾向は、やはり党下院議員や党員によるOMOV制度と、それに基づく⑥の党首直接選挙の制度化が大きな役割の一つを果たしていると見てよいであろう。それ以外の要因としては、近年著しくなつたと思われる、選挙に勝つことを何より優先する「選挙プロフェッショナル政党化」(A. パーネビアンコ) なども影響しているかもしれない。いずれにせよ、前述の「選挙過程」や「マスコミニケーション構造の変化」が、ここに大きく関わつていると推察するのは比較的容易である。

そこで今度は、⑥「党規の改正によって、党首のフォーマルな権限が増大すること」について検討し、それを踏まえたうえで、OMOV制度導入にも直接関係する、保守党における⑦「党首直接選挙が制度化していくこと」(一九九八年) の真の目的と意味を考察することにしよう。

(2) 一九九八年へイグ党内改革と党首選挙制度の重要性

イギリス保守党の変化について、ヘファーナンとウェブは、党員への党首選挙権付与に象徴される「党内民主化」に注目している。具体的には、一九九七年総選挙大敗北直後のメージャー党首・首相引責辞任に伴い、一九九七年党首選挙で選出されたヘイグ新党首（当時）の党内改革の内容——一九九八年保守党刊行の冊子『新しい未来』(Fresh

Future) ——についてである。この党内改革（民主化）について、彼らは次のように主張している。

「『新しい未来』で提案された改革内容は、一九九八年三月、党员たちの圧倒的な支持を受けた。その結果、統一され成文化された党規約が初めて保守党にもたらされることになった。新しい党規約の内容で最も著しい特徴の一つは、選挙区協会の法的自主性が失われた点である。党组织および党資金に関して保守党選挙区協会は、今や多くの点で党中央の権威に正式に服することになったのだが、これは従来の伝統を根本から否定したことを意味している（Webb 2000: Ch. 7）。政策決定の問題に関しては、ほとんど変化は見られなかつた。年次党大会など、さまざまなかつた。議は政策に影響を及ぼすことはできても政策を決定することはできないし、党首こそ党政の完全なる源泉だという伝統は変わつていない。他方で、保守党的地方組織・党员は、議員候補者選考に関する長年保持してきたその独立的地位の多くを手放してはいない。それどころか党员には、欧洲議会選挙・ウェールズ議会選挙・ロンドン市議会選挙・ロンドン市長選挙での候補者選考権すら、新たに認められるようになつたのである（Conservative Party 1998: 22-3）」。⁽¹⁵⁾

保守党内民主化というレトリックを活用することで、文字どおり「保守」的な党イメージを払拭する狙いも垣間見られるが、同時に、党首を中心とした党全体の中央集権的構造は手つかずのままという印象も受ける。いずれにしても、こうした根本的な党規改正を通じて、①の党首のフォーマルな権限が——保守党の場合、従来以上に——増大したのかどうか断言することはできない。なぜなら、彼らも認めるように、保守党内政策決定という重要な部分は、ほ

とんど民主化しておらず、従来どおり「党首」とその側近、そして「一部の幹部議員（閣僚級の議員、野党時は「影の内閣」のメンバー）」の専権事項のままだからである。こうした意味で「保守党党首の一相対的に常に大きい——戦略的自主性や党エリート議員のそれは、従来どおり手つかずのまま残っている」と考えたほうがよいし、そのほうが確かに無難であろう。

しかし、一九九八年ハイグ改革を通じて保守党党首選挙権が初めて党員に与えられ、いわゆるOMOV制度の導入に伴う⑯の党首直接選挙の制度化が実現したことは間違いない。そして、この点に関するヘフアーナンとウェブの主張で注目されるのは、次のような観察ではないかと思われる。

「その新しい党首選挙システムのおかげで、現職党首降ろしが従来以上にやりにくくなつたという点。（傍線引用者）も念頭におくべきであろう。以前であれば、現職党首への挑戦は保守党下院議員から一〇%の支持を集めれば実行可能だつたのに、今では、先ず、露骨な党首不信任投票が実施され、続いて、党下院議員の少なくとも一五%以上の人たちが一九二二年委員長宛てに書面で党首選挙実施を要求しない限り、投票それ自体が実施されないようになつてしているのである。もちろん、一〇〇三年秋のダンカンスミス降ろしという事実を見れば、これが不可能でないことは明らかなのだが」^⑰。

表2の「旧・保守党党首選挙規定」と、表3の「（民主化された）現行・保守党党首選挙規定」（OMOV制度）とを比較した場合、確かに数字の面では、現職党首に挑戦するうえでの「敷居」が、従来以上に高くなっているようにも

表2 旧・保守党党首選挙規定（1965～1997年）保守党下院議員のみの秘密投票

空席が生じた場合	党下院議員2名（1990年以降、その氏名を公表）の推薦を必要とする。以下、(2)以降と同じ。
現職に挑戦する場合	(1975年まで、現職党首への挑戦に関する規定なし)
(1) 形式上（1975年以来）毎年実施となっているが、実際は（1991年以降） <u>党下院議員の10%</u> （その氏名は公表されない） ¹ が、1922年委員長宛てに書面で党首選挙実施を要求した場合のみ実施される。	
(2) 候補者が2名以上の場合、党下院議員は所属する選挙区協会（党员）と協議したのち、1党员1票で秘密投票実施。	
(3) 第1回投票 → <u>第2位の候補者に15%以上リードして過半数を得た候補者</u> を党首に選出。	
(4) 第2回投票 → 該当者がいない場合実施。 <u>ここからの立候補も可</u> ³ 。 <u>過半数を獲得した候補者</u> ⁴ を党首に選出。	
(5) 第3回投票 → 該当者がいる場合実施。ここからの立候補は不可。1991年までは、第2回投票上位3名での決選投票実施。1991年以降は第2回投票上位2名での決選投票実施。同点の場合、4回目を実施。	

出典 Thomas Quinn, “Leasehold or Freehold? Leader-Eviction Rules in British Conservative and Labour Parties”, *Political Studies*, 53-4, 2005, pp. 809-810.

見える。しかし、果たして本当にそうなのであろうか。

一九九八年ヘイグ改革（党首選挙権の民主化等）に基づく党首選挙制度の修正内容は、「イギリス保守党」内での「党首」の権威や権力資源、あるいは自主性の増大が本物なのか考察するうえで、さらには、同制度を通じて選出されたキャメロン党首の大統領化を検討するうえでも、一つの試金石になるほど重要な意味をもつと考えられる。それを通じて、現在の保守党内部における「党首」の位置づけを「党下院議員たち（院内保守党）」との関係から理解することができるからである。同時に、その党首選挙制度「設計者」の思惑を上記の諸規定から読み解くことによつて、その制度が党首にとつて真の権力資源になり得るのかどう

表3 現行・保守党党首選挙規定（1998年～）保守党下院議員のみの秘密投票 および 1党員1票による郵便投票

(現職党首の死去・辞任)に伴い空席が生じた場合と、党首不信任投票⁵が成立した場合のみ実施される)

党首不信任投票

- ・党下院議員の15%（その氏名は内輪でのみ明らかとなる）⁶の要求があった場合、1922年委員長宛てに党首不信任投票を呼びかけることができ、党首も自らの意思で信任投票を呼びかけることができる⁷。
- ・毎年実施するとしていた旧規定は廃止。代わりに、いかなるときでも不信任動議の提出は可能⁸。
- ・15%の敷居がクリアできた場合、あるいは、党首が投票を呼びかけた場合、党首不信任動議は党下院議員の投票に付される。秘密投票によって党首不信任賛成票が過半数となった場合、党首の敗北となる。
- ・党首が勝った場合、その後1年間は党首選挙を行うことはできない⁹。党首が敗れた場合、党首は辞任しなければならず、引き続き新党首選挙実施が告示される。不信任投票で敗北した現職党首は、その党首選挙には立候補できない¹⁰。

党首選挙

- (1) 立候補予定者は、期日までに立候補を表明し、支援者として2名の党下院議員（その氏名は公表される）¹¹を集める。
 - ・立候補者が1名しかいない場合は、無投票当選となる。
 - ・立候補者が2名の場合は、コンテストはそのまま党員による「1党員1票」で行われる（以下、(3)を参照）。
- (2) 立候補者が2名以上の場合は、候補者が上位2名に絞り込まれるまで、党下院議員による一連の投票が順次実施される。
 - ・各議員は各投票で1名の候補者に投票し、最下位の結果に終わった候補者から順次除外されていく。獲得票が同数だった場合は、再投票が実施される。
 - ・候補者が2名に絞り込まれるまで、一連の投票が実施される（投票日は、毎週火曜日と木曜日）。
- (3) 勝ち残った上位2名の候補者に対し、個々の党員が「1党員1票」の郵便投票を行う。コンテストは2か月に渡って行われ¹²、過半数を獲得した候補者が当選者となる。

出典 Thomas Quinn, "Leasehold or Freehold? Leader-Eviction Rules in British Conservative and Labour Parties", *Political Studies*, 53-4, 2005, pp. 809-810.

かも、ある程度分かつてくるからである。

(3) 現行党首選挙制度の本質と眞の狙い

「その新しい党首選挙システムのおかげで、現職党首降ろしが従来以上にやりにくくなつた」とされるのは、既述のとおり、現職党首に挑戦状をたたきつけるのに必要な「自分の味方」を集めための条件「一〇%」（旧規定）が「一五%」（現行規定）に引き上げられているからである。また、仮に現職党首不信任投票が実施された場合でも、過半数の不信任票が集まらない限り、事実上現職党首を「辞めさせる」ことができなくなつたからである。

どのような制度を導入すべきか、当初保守党下院議員たちの間にはコンセンサスがなかつたとされている。そのため、保守党一般議員の意見や利益を代表し、党首選挙が行われる場合それを事実上管理する保守党内機関「一九二三年委員会」は、一九九八年一月、どのような方式にするか決めるため、党下院議員による投票実施を呼びかけた。

クイン（Thomas Quinn）によれば、現職党首不信任投票制度導入も含めた現行党首選挙制度（表3）導入と、その内容全般については、保守党下院議員のほとんどが支持するものであり、また、導入に関する賛否投票を行つた一般党員の九割以上が賛成して実現したものであつた。とりわけ現職党首不信任投票制度は、党下院議員が強く望んだため導入されたとされている。一方、毎年党首選挙が行えるとしていた旧規定は、党首を動搖させたり、そのリーダーシップを不安定にさせたりするという過去の教訓に基づき除外された。ただ、ヘイグ党首と党下院議員との間で唯一大きな論争となつたのは、前述した「党首不信任投票を可能にするための敷居」に関してであつた。ヘイグは当然この敷居をもつと高くするよう望んだが、これについて党下院議員たちの意見は割れた。一九一二年委員会が「一〇%」という数字を提案しようとした際に一部の議員たちが造反する動きも見られたため、その翌日、「一五%」

という案が提案され、拍手でもつて承認されたとい⁽¹⁸⁾う。この一五%という敷居が、党首と党下院議員たちとの妥協の産物であつたことは明白であろう。

党首不信任投票制度の導入、現職党首への挑戦を可能にする敷居の一〇%から一五%への引き上げ、さらに、年次コンテスト実施条項撤廃などを考慮すれば、ヘフアーナンらの言うように、保守党内における「党首」の権威や自主性が一層高まつたと考えてみたくなる。それゆえ、保守党における党首の権力資源がますます増大し、結果として、イギリス政治の大統領制化現象も進展していくたとい⁽¹⁹⁾う論理になるかもしれない。

しかしながら、一九九八年改革（党内民主化）の真相を詳細に検討してみると、それほど単純な話ではないことも分かつてくるのである。

先ず、旧規定（表2）の下線部2、3および4を見てみよう。「第一回投票で、第二位の候補者に一五%以上リードして過半数を得なければ当選とせず」「該当者がいない場合、第二回投票からの立候補も認め、今度は過半数を獲得すれば当選とする」という規定は奇妙である。なぜ、こうした複雑な規定になつたのだろうか。実はこれらは、事実上一九七五年当時の現職党首ヒースを降ろす不信任投票の代替規定として設けられたものと解釈できる。当時、不人気な現職党首を辞めさせるためには、誰でもよいから、いわゆる「当て馬」（stalking-horse）候補者——実は一九七五年当時のサッチャーも、こうした経緯で立候補して、その後メディア等を通じてつくられたブームや勢いで当選までこぎつけたのである——を立候補させ、現職党首が敗れた後、第二回投票で本命の人物を立候補させる必要があつた。それゆえ、新規定で不信任投票制度を導入（下線部5）したと言つても、従来の不明瞭な制度を単純に明確化したに過ぎず、逆に全体の一五%の仲間を集めるだけで済むようになつたとも言えるのである。

また、新規定（表3）の下線部6は旧規定の下線部1同様に、事実上秘密・無記名投票であるため、造反者のコストは従来と変わらず、処分される恐怖を味わうことは（少なくとも理論上は）少ないため、基本的に挑戦しやすいままであると言える。また、「一〇%」から「一五%」という敷居の引き上げも、数字の面からすれば確かに確かに従来以上に厳しくなったように見えるかもしれない。だが、造反の勢いが留まるところを知らないような状態になれば、さほど大きな違いはないかもしれない。現に一九〇〇二年当時のダンカンスミス党首不信任投票では、一六五人中（「一四・七五」人以上を必要とする「一五%」条件をクリアした）二五人の党下院議員が、当時の一九二三年委員長スペイサー（Michael Spicer）宛てに不信任投票実施を求める文書を送っていた。¹⁹⁾したがって、新規定の導入によつて、むしろ現職に挑戦しやすくなつたとも言えるのである。

さらに、下線部7、9および10についてだが、これは現職党首側から先制攻撃を仕掛けて自らの安全を守る「武器」として活用できなくなつたため、現職党首に有利と言えるかもしれない。だが、例えば党内に造反者がいるのかどうか分かりにくい状況であれば、まして、党内に不満が生じていて結果がどうなるか分からない状態であるなら、わざわざ墓穴を掘るような「賭け」に「毎年」出ていく党首など——常識的に考えれば——ほとんどいないと思われる。

こうして制度面を詳細に検討してみると、一九九八年へイグ党内改革（党内民主化）、換言すれば現行党首選挙制度の導入は、一見党内民主化のように見えて、実質的には「党員の間に永年溜まつていた不満」に対する一種の「ガス抜き」に過ぎなかつた。さらに、実は意外にも「党員」ではなく、「党下院議員たち（院内保守党）」が堂々と現職党首を事実上選考・解任しやすいようにするための改革だつたということまで分かつてくるのである。その背景として

は、保守党内における『本人』つまり「院内保守党」と、その『代理人』である「(公選) 党首」との葛藤ないし複雑な相互関係が底流に存在した結果として理解すべきであろう。

このように、(民主化された) 現行党首選挙制度、換言すれば⑥の党首直接選挙の制度化と言つても、保守党の場合、党首にとつて真の権力資源になり得る万能装置とは言えないことが分かる。仮にそれが保守党党首の権力資源になり得る場合でも、党首のイメージや好景気などに伴う高支持率維持といった「偶然的要因」に、かなり左右されると言わざるを得ないのである。ハイグやダンカンスミスに比べ、野党党首時代にその雰囲気やメディア対策などのおかげで比較的高い支持率を誇ったキャメロン党首であつても、このような党内構造や現状を否定することはほとんど不可能ではないかと考えられる。

そこで最後に、「実は常に党首不信任という刃を突きつけられる可能性を抱えたキャメロン党首」という新たな観点に基づき、彼の党内権威や権力資源、あるいは自主性などに關係する主な言動と事例を再解釈してみるとしよう。

(4) キャメロン党首の党内権威と院内保守党

キャメロンが党首に選出された二〇〇五年保守党党首選挙結果は、表4のとおりである。

対抗馬となつた党内右派のデーヴィス (David Davis) や同じ右派のフォックス (Liam Fox) に対し、キャメロンは、党内左派・右派というレッテルを避けて「モダナイザー」と称していた。今や党内「絶滅危惧種」とも言うべき親欧洲派で知られる重鎮クラーク (Kenneth Clarke) は、一応党内「左派」に分類することが可能である。残り三人は、程度の差こそあれ、全員欧洲懷疑派として位置づけられる。キャメロンは、少数派ながら確固たる党内若手モダナイ

表4 2005年イギリス保守党党首選挙結果（票）

	予備選挙結果（党下院議員）		決選投票結果（党員）	得票率
	第1回	第2回		
キャメロン	56	90	134,446	68% 当選
デーヴィス	62	57	64,398	32%
フォックス	42	51 (除外)		
クラーク	38 (除外)			
計	198	198	198,844	

出典 <<http://www.conservatives.com/>>ほか。

ザー議員グループを基盤として登場している。しかも途中から「久しぶりに労働党から政権を奪回できそうな」党首候補として——メディアと世論の評価を通じて——党員や党下院議員などから認識されたため、比較的後から徐々に抬頭してきた本命候補者とも言える。

したがつてキャメロンは、「他に支持したい候補者がいないため、あるいは親歐州派候補者の当選を阻止するため、仕方なく消去法で担いだ結果選出された」、例えばメージャーやヘイグ、ダンカンスミスのような、いわゆる「デフォルト（default）党首」ではないものの、その党内支持基盤は必ずしも最初から強固で安定していたわけでもないと言えるのである。それゆえ、キャメロンの（とりわけ院内保守）党内での権威や権力資源、自主性などの強弱は、野党党首という立場であれ「首相」という立場であれ、ひとえに「偶然的要因」、すなわち、キャメロンに対する個人的人気に伴い保守党に対する高い世論調査支持率（常に労働党のそれを上回っていること）が継続できるかどうか、政権獲得維持への期待を裏切らないでいられるかどうか、などの点に依存していくことになる。

そうした見地から、「野党党首あるいは首相」キャメロンの党内権威と自主性について、自民党との連立政権形成という事例を通じて検証してみよう。

二〇一〇年総選挙結果、いわゆるハング・パーラメント（hung Parliament）に基づ

く自民党との連立に関しては、党首キヤメロンの巧みな党内操縦が注目される。連立交渉当时キヤメロンは、党の幹部議員や一般議員に対し——内容が正しいかどうか実際に疑わしいのだが——次のように語つたという。すなわち「労働党は自民党と連立を組む目的で、国民投票抜きの選択投票制 (alternative vote system) 導入を自民党に提案するようだ。連立政権形成後、小選挙区制の代替案として選択投票制を国民投票にかけたいとするわが党の、自民党との連立プランに諸君が反対してしまつたら、労働党と自民党プラスその他の進歩派連立政権が成立してしまうだけではなく、国民投票も実施されず、そのまま選択投票制が実現することになつてしまふだろう」。自民党との連立を協議する保守党内会合では、予想どおり一握りの右派議員が異議を唱えたものの、党首から「」のように説得されでは大半の保守党議員も自民党との連立に従う以外なく、キヤメロンの提案、すなわち自民党との完全連立案は、もはや既成事実に近い形で党内承認されたのであつた。⁽²¹⁾

つまり、保守党と自民党との連立は、事实上キヤメロンと彼に比較的近い幹部議員（党内モダナイザー議員たち）主導で進められたことになる。一部を除けば、一般議員はもちろん幹部議員ですら、この流れに口をはさみにくく状況を党首自ら作り出すことに成功したと言える。少なくとも、この連立合意が自民党も含め両党上層部のみの現象であり、保守党ではキヤメロン自らが軸となつて、ほぼトップダウンの形で連立政権の形成に至つたことだけは確かなるである。したがつて、このケースに関しては、それなりに自主的な大統領的リーダーとしてキヤメロンを見ることも不可能ではない。

しかしながら、そとは言えない側面も指摘することができる。イギリスの政治学者リー (Simon Lee) の見解に従えば、自民党との連立政権形成を通じて、一〇一〇年総選挙での保守党首脳の失策（単独過半数議席獲得に失敗したこ

と）を、党内右派など一部の不満分子（元デーヴィス陣営議員など）でさえ忘れてしまえるようになつたからである。²²特にキヤメロン本人からすれば、自民党との連立は、自身の党内リーダーシップ強化に役立つ可能性があつたとも考えられる。また、政策面での失敗や党内改革（モダニゼーション）などに対する党内からの批判を、「自民党との連立」のせいにすることも可能となるからである。

さらに、党内からの批判や不満への対応について触れてみたい。二〇一〇年総選挙結果に対する保守党一般議員の不満は、過半数議席を取り損ねたため自民党と連立を組まざるを得ず、結果的に閣僚・大臣ポストの配分が減つてしまつたこと、さらに、自民党との連立によつて「よりリベラルな」政策まで実現する可能性が出てきたこと、これら二点に集約される。

キヤメロンは、挙党体制確立を目指として（眞の狙いは、右派の多い一般議員の発言力を少しでも弱めるため）、前述した一九二二年委員会の意思決定に——本来出席不可能な——閣僚・大臣など幹部議員も参加して投票できるよう「改革」（党内民主化？）することで、同委員会をよりオープンなものにしたいと提案し、党首としてなかばゴリ押ししてそれを無理矢理成立させたことがあつた。そして連立政権成立後の二〇一〇年五月二六日に行われた一九二二年委員長選挙では、キヤメロンの推す新委員長候補者（下院一般議員）が「キヤメロン改革」に反対する新委員長候補者（同）に「八五対一二六」で敗れるという結果に終わつた。キヤメロンの強引とも言えるやり方と、一般議員としての既得権を奪う提案に反発した多くの一般議員たちの不満が、この一九二二年委員長選挙で爆発したものと見られる。したがつて、ここからも、キヤメロン党首に対する潜在的な党内不満分子の存在を明確に読み取ることができよう。

それゆえ、既述のように、元々党内基盤が盤石とは言えないキャメロンら党内モダナイザー議員の立場からすれば、イデオロギー的に多少保守党寄りになつた（従来以上に右傾化した）クレッグ自民党の存在ならびに自民党との連立には、「お膝元」からの批判や、いつでも可能な「党首降ろし」から身を護ることのできる、一種の「防壁効果」としての役割が期待されたのではないかと考えられるのである。

また、とりわけキャメロンからすれば「伝家の宝刀」を放棄してまで「五年間の解散総選挙を封印する（一〇一五年の任期満了まで、解散・総選挙は行わないとする）」法律案を、保守党＝自民党連立政権は、合意のうえで早々と成立させている。この理由についても、あえてそうすることによつて、一三年ぶりに獲得した「大事な」政権を最低五年間は維持することで、先手を打つて党内からの造反を封じ込めたと解釈すれば一応説明がつく。因みに、一〇一四年一月現在、深刻な党内分裂や、二〇〇三年のダンカンスミス元党首時代に見られたような「キャメロン党首降ろし」の動きは、今のところ本格化していない。その理由として一番重要なと思われるのは、連立という形ではあるにせよ、キャメロン党首の個人的人気も手伝つて保守党が一三年ぶりに「政権」に返り咲き、結果として五年間の政権が保証されているからである。

こうした意味で、自民党との連立政権形成・維持、そして、法律に基づく五年間の解散総選挙封印は、いずれも共通の目的があり、保守「党」というよりも、キャメロン「党首」とその党内権威、権力資源や自主性の増大にとつて事実上大きな意味をもつていたと考えてよい。キャメロンがそこまでしなければならなかつた要因としては、「党首降ろし」が、いつ、いかなる時でも事実上可能となつた現行党首選挙制度（新規定）の存在と、党内少数派を基盤とするため、自らの政権を一日でも長く維持していく必要性などを挙げることができよう。それゆえ、キャメロンの党

内権威や自主性は、前任党首たちに比べると「偶然的要因」のおかげで相対的に強くなつたかもしれないが、伝統的党内構造のほか、現時点では自民党との連立に依存している点から見て、「大統領制化」した状況にあるとはとても言えないことが分かる。

もちろん、一九九八年へイグ党内改革と、それに伴う現行党首選挙制度や自民党との連立だけで、キャメロンの党内権威や、その自主性の性質・行方を捉えるのは禁物であろう。しかし他方で、二〇〇五年当時「久しぶりの政権奪回が可能なキャメロン党首の登場」と、その人気やイメージ、あるいは世論の支持にメディアが注目した結果、選挙過程などの点で、党首の自主性がある程度高められた（よう見えた）に過ぎないとも解釈できるのである。

いずれにせよ、保守党内の伝統的構造、換言すれば保守党の場合、「党員」というより「党下院議員たち（院内保守党）」との関係を通じて、党首の権威や自主性そして権力資源すら左右されてしまうという伝統的体質は、キャメロン党首時代になつても、それほど根本的には変化していないと言わざるを得ないのである。

IV. 結論

近年におけるイギリス政治の変容について、中・長期的な「構造的要因」の側面から「執政府」内部と「選挙過程」全般とを見てみると、キャメロンもサッチャーやブレア同様イギリス政治の大統領制化ないし人格化の一部と見てよいかもしない。また、本稿では詳細に検討できなかつたが、これら三人の共通点として「長年の野党暮らしを経て、ようやく政権奪回を実現する可能性が近づいてきた時期に、何らかの『改革』を掲げて華々しく登場してきた党首」だつたという事実（政治的文脈・偶然的要因）を擧げることもできよう。それゆえ、彼らの個性やイメージがテ

レビやインターネットの動画などを通じて注目の対象となり続けた結果、相対的に「人格化」したリーダーシップや「個人中心型」政治という評価・展開も生じやすくなつたのではないだろうか。

しかし他方で、「政党」内部の変化という側面からキャメロン党首と（院内）保守党との関係を見た場合、一九九八年ヘイグ改革によつて「党内民主化」が進展し、同時に「現職党首降ろし」も相対的に難しくなつたように見えて、実は現行保守党党首選挙制度はキャメロン党首からすれば、さほど有効な党内権力資源になり得ないことが分かる。今のところ、自民党との「連立」のおかげで——五年間という最低限の保証付きという形で——政権を維持することはできている。しかし、それが不可能になつたり、世論調査での高い支持率や各種選挙での保守党勝利といつた「国民からの高評価」を維持できなくなつたりした場合、院内保守党すなわち保守党下院議員たち（とりわけその多数を占める「右派」議員たち）の造反を招く危険が常に残されているのである。

したがつて、キャメロン党首がその個人的な人気を存分に活用し、党内で自主性をある程度發揮できたとしても、党首選挙制度の内容や、自民党との連立の意義という現実を重視するならば、彼の党内権威は基本的に不安定で傷つきやすいままである可能性が高い。むしろキャメロン党首の党内権威や自主性の行方は、サッチャー時代同様、例えば、失策や混乱に伴う野党・労働党の自滅、あるいは保守党の次期総選挙単独勝利といつた何らかの「偶然的要因」（特に政治的文脈）に、想像以上に左右されやすくなつたと言つても過言ではない。

ヘフアーナンらは、今日の選挙上の要請も含めて「保守党党首は党内で常に相当な自主性を大いに享受してきたし、それを今でも享受し続けている」と考えている。だが、公式上、党内政策の決定権や人事権などに象徴される党首権力の「源泉」は、党内構造からすれば従来どおり、院内保守党との良好な関係に依存したままなのである。そして、

これまでの考察を踏まえると、党首就任当時「イギリス政治大統領制化」の申し子のように見えたキャメロンも、保守「党内」での権威や自主性に関しては、新たに党首選挙権を付与された「党員」というより、「党下院議員たち（院内保守党）」との相互信頼関係に、あるいは、自分に有利に作用する「偶然的要因」とその演出に相当左右されやすく、またそれらに頼らざるを得なくなつてこるものと推察される。

したがつて、現状では、キャメロン党首・首相がアメリカ大統領的リーダーに近づいたなどいはむじめでない。また、保守党内構造の特徴を強調した場合、キャメロンの保守党内リーダーシップがアメリカ大統領並みに変化したと断言するにむか、基本的に（現時点では）難しいと考えられるのである。

(1) 政治の「大統領制化」やリーダーシップの「人格化」、あるいは首相の「大統領化」に関する違いや区別は曖昧であるが、本稿では、トマス一連の政治現象を便宜上「大統領制化」と表現してこべ。

- (2) Richard Heffernan and Paul Webb, “The British Prime Minister: Much More Than ‘First Among Equals’”, in Thomas Poguntke and P. Webb (eds.), *The Presidentialization of Politics A Comparative Study of Modern Democracies* (Oxford: Oxford University Press) 2005, p. 56.
- (3) *Ibid.*, pp. 26-27.
- (4) *Ibid.*, p. 27.
- (5) *Ibid.*, p. 55.
- (6) *Ibid.*, pp. 55-56.
- (7) T. Poguntke and P. Webb, “The Presidentialization of Politics in Democratic Societies: A Framework for Analysis”, *op. cit.*, p. 16.

- (8) 渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、1100七年、八二一—八五頁、九〇一九一頁を参照のこと。
- (9) R. Heffernan and P. Webb, *op. cit.*, p. 44.
- (10) ノの点についよ T. Poguntke and P. Webb, *op. cit.*, p. 16 (図1・3) を参照。
- (11) 渡辺、前掲書、八七頁。
- (12) T. Poguntke and P. Webb, *op. cit.*, p. 20.
- (13) ノれいの点についよ もうあたり以下の文献を参照されたい。
- …ロバート・マッケンジー(早川崇・三澤潤生訳)『英國の政党 上巻』有斐閣、一九六五年。
- …渡辺、前掲書、一八一一〇一頁。
- …アンドリュー・ギャンブル(小笠原欣幸訳)『自由経済と強い国家 サッチヤリズムの政治学』みすず書房、一九九〇年。
- (14) ハーフニー・アーチャー(永井淳訳)『ふくせタウリハグ街一〇番地』新潮社、一九九一年、八頁。
- (15) R. Heffernan and P. Webb, *op. cit.*, p. 45.
- (16) *Ibid.*, p. 46.
- (17) *Ibid.*, pp. 45-46.
- (18) Thomas Quinn, *Electing and Ejecting Party Leaders in Britain* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2012, pp. 98-99.
- (19) 110011年110月119日に実施された当時のダムカムベーム党首(不)信任投票の結果は、解任賛成(不信任)…九〇票、解任反対(信任)…七五票となり、解任が決定した。 *Ibid.*, p. 123.
- (20) ノの点についよ 渡辺容一郎『現代ヨーロッパ政治』北樹出版、1101年を参照のこと。
- (21) Dennis Kavanagh and Philip Cowley, *The British General Election of 2010* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2010, pp. 213-217.
- (22) Simon Lee, "We Are All in This Together": The Coalition Agenda for British Modernization", in S. Lee and Matt Beech

(eds.), *The Cameron-Clegg Government Coalition Politics in an Age of Austerity* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2011, pp. 9-10, p. 13.

(23) 政治の「大統領（制）化」「人格化」あるいは「アメリカ化」という概念規定の問題点や将来的な区別・細分化の可能性に関する議論については、高安健将「英國政治における人格化と集権化—大統領制化論の再検討—」『日本選挙学会年報 選挙研究』No. 26-1、日本選挙学会／木鐸社、一〇一〇年を参照のこと。

また、イギリス政治の人格化について、イギリスの政治学者たちの一部は、それは「アメリカ化」といふゆうと一般的な文化上のプロセスの一部であつて、具体的には、党首に対する有権者の認識や判断が、近年の総選挙で、ますます重要になつてきだいとを意味してゐると主張する。そして、党首の重要性が増大したのは、情報伝達を一日中可能にしたメディアすなわちインターネット、「セラブリティ文化の時代」になつてきたからであるとも指摘してゐる。

Cf. Peter Dorey, Mark Garnett and Andrew Denham, *From Crisis to Coalition The Conservative Party, 1997-2010* (Basingstoke: Palgrave Macmillan) 2011, p. 163.
(24) R. Heffernan and P. Webb, *op. cit.*, p. 48.

[付記] 本稿は、二〇一二年度日本政治学会研究大会報告論文（未定稿）「イギリス政治のアメリカ化とキャメロン保守党」に一部加筆・修正した内容である。学会報告では、多くの会員から貴重なコメントやアドバイスを戴いた。記して感謝の意を表したい。

